

## 広島県告示第931号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和元年12月12日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪府大阪市北区大深町3番1号 株式会社ダイセル 代表取締役社長 小河 義美
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県大竹市東栄二丁目1番4号 株式会社ダイセル 大竹工場

### 2 申請の内容

雨水排水口1基の名称を変更するとともに、雨水排水口4基を設置する。

#### (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

変更なし

#### (2) 汚水等の処理の方法

変更なし

#### (3) 排出水の汚染状態

雨水専用排水口1基の変更（名称を雨水排水口から雨水排水口No. 1に変更）及び雨水専用排水口4基（雨水排水口No. 2～No. 5）の設置

### 3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

#### (1) 縦覧期間

令和元年12月12日から令和2年1月6日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市環境整備課